



令和3年7月12日

各地域振興局・支庁  
保健福祉環境部健康企画課長 殿

保健医療福祉課長

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）について（通知）

標記について、地域医療構想の達成のため、地域において不足する機能への転換のための整備費用等を助成する「病床の機能分化・連携支援事業（地域医療介護総合確保基金事業補助金）」を実施することとしています。

ついては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、関係職員及び下記別途通知済みの団体等に属さない、病床を有する管内医療機関に対して、周知くださるようお願いいたします。

事業計画概要等の提出の手続き及び地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等については、県ホームページに掲載しています。

なお、当該事業を活用する医療機関については、あらかじめ医療機関が属する構想区域の「地域医療構想調整会議」において意見聴取が必要となりますので、協力をお願いします。

【県ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryoku/kan/kikan/imu/r03byosyokinou-bunkarenkeishien.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）について

【別途通知済みの団体等】

鹿児島県医師会、県内徳洲会系医療機関、鹿児島大学病院、県立病院課

（担 当）

保健医療福祉課医療政策係 加松（かまつ）

TEL 099-286-2738

メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

**令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業) について**

**1 目的**

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

**2 補助対象**

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費 1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

- (2) 救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 60,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
1 施設整備 新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費		

- (3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900円／用途変更面積1㎡ 2 ブロック 175,100円／用途変更面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用，処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人	

(注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

### 3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けないで、整備した病床の特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料)以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟(室)を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

### 4 事業計画概要等の提出について

- (1) 提出書類
  - ① 令和3年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
  - ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
  - ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
  - ④ 【事業縮小】(1) 用途変更  
概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等  
(2) 特別損失  
不要となる建物や医療機器の処分(廃棄、解体、又は売却)に係る損失が分かる書類  
(3) 早期退職  
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの
- ⑤ 連絡先票

※①⑤は電子データ(エクセル形式)は、鹿児島県ホームページ内で入手可能です。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryu/kikan/imu/r03byosyokinou-bunkarenkeishien.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)について

(2) 提出期限  
令和3年8月13日（金）

(3) 提出先  
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係  
所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp  
※郵送又は電子メールにて提出

## 5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。  
また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

## 6 今後のスケジュール（予定）【令和3年度】

- (1) 【8月13日（金）まで】令和3年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【8月下旬～10月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※ 内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

### 【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：加松（かまつ）

電話：099-286-2738

メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

**令和3年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要**

**1 医療機関の概要**

医療機関名							開設者名		
医療機関住所・所在地							構想区域		
診療科目									
許可病床数	一般	療養	精神	結核	感染症	計	0		
各種指定状況									
病床機能報告 (令和2年7月)	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	計	0			

**2 事業の概要**

事業対象病棟名					
事業区分	施設整備(新築・増築・改築・改修) 設備整備 事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) ( で囲む)				
実施予定期間	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日	供用開始予定	令和 年 月
事業内容					
事業目的・目標					
機能転換する病床数	床 ( 期 期)				
施工面積	m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	-				
機能転換後	-				
	[届出予定時期] 令和 年 月				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和2年7月)					0
機能転換後(令和 年7月)					0
増減	0	0	0	0	0

事業費等

対象経費の支出額

施設整備	対象経費の支出額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
小計 (A)	0 千円
設備整備	対象経費の支出額
	千円
	千円
小計 (B)	0 千円
事業縮小	対象経費の支出額
用途変更	千円
特別損失	千円
早期退職	千円
	千円
小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)	0 千円

補助金額の算定

施設整備  
 ア 基準額  
 $\frac{\text{千円} \times \text{床}}{\text{千円}} = \text{0 千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(A)

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = \text{0 千円}$

設備整備

ア 基準額  
 $\text{千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(B)  
 $\text{千円}$

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = \text{0 千円}$

事業縮小

用途変更  
 ア 基準額  
 $\frac{\text{千円} \times \text{m}^2}{\text{千円}} = \text{0 千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(C)  
 $\text{千円}$

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = \text{0 千円}$

特別損失  
 ア 対象経費の実支出額(C)  
 $\text{千円}$

イ 補助金額(ア×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = \text{0 千円}$

早期退職  
 ア 基準額  
 $\frac{6,000 \text{ 千円} \times \text{人}}{\text{千円}} = \text{0 千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(C)  
 $\text{千円}$

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = \text{0 千円}$

財源内訳

	千円
	千円
	千円
合計	0 千円

補助金額合計

( ウ + ウ + ウ + イ + ウ )  
0 千円

事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下),概算見積書等

【設備整備】カタログ,概算見積書等

【事業縮小】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下),概算見積書等  
 不要となる建物や医療機器の処分(廃棄,解体,又は売却)に係る損失が分かる書類等

就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等



令和3年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

## 1 医療機関の概要

医療機関名	病院		開設者名	医療法人 会						
医療機関住所・所在地	市 町 番地		構想区域	医療圏						
診療科目	内科, 外科, ……									
許可病床数	一般	療養	精神	結核	感染症	計				
	100	0	0	0	0	100				
各種指定状況	救急告示病院, 地域医療支援病院, ……									
病床機能報告 (令和元年7月)	高度 急性期	0	急性期	100	回復期	0	慢性期	0	計	100

「各種指定状況欄」は、「救急告示病院」「救命救急センター」「共同利用型病院」「小児救急医療拠点病院」「基幹型/協力型臨床研修病院」「県/地域/特定領域がん診療連携拠点病院」「県がん診療指定病院」「へき地医療拠点病院」「基幹/地域災害拠点病院」「地域医療支援病院」「総合/地域周産期母子医療センター」「感染症指定医療機関」「地域リハビリテーション広域支援センター」「認知症疾患医療センター」の指定を受けている場合はその旨を記載してください。

## 2 事業の概要

事業対象病棟名	階病棟				
事業区分	施設整備(新築・増築・改築・改修) 設備整備 事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) ( で囲む)				
実施予定期間	令和3年11月1日～令和4年1月30日	供用開始予定	令和4年1月		
事業内容	事業内容を記載してください。				
事業目的・目標	構想区域や医療機関の現状や課題を踏まえた上で、事業目的・目標を記載してください。				
機能転換する病床数	30床 (急性期 回復期)				
施工面積	300 m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	一般病棟入院基本料 - 7対1入院基本料				
機能転換後	回復期リハビリテーション病棟入院料 - 回復期リハビリテーション病棟入院料1 【届出予定時期】令和4年1月				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和2年7月)	0	30	0	0	30
機能転換後(令和4年7月)	0	0	30	0	30
増減	0	30	30	0	0

事業費等

対象経費の支出額

施設整備	対象経費の支出額
直接仮設費	5,000 千円
内装工事	30,000 千円
電気設備工事	10,000 千円
給排水衛生工事	15,000 千円
工事	5,000 千円
小計 (A)	65,000 千円
設備整備	対象経費の支出額
	千円
	千円
小計 (B)	0 千円
事業縮小	対象経費の支出額
用途変更	千円
特別損失	千円
早期退職	千円
小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)	65,000 千円

財源内訳

基金事業補助金	32,500 千円
自己財源	32,500 千円
	千円
合計	65,000 千円

補助金額の算定

施設整備  
 ア 基準額  
 $3,214 \text{ 千円} \times 30 \text{ 床} = 96,420 \text{ 千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(A)  
 $65,000 \text{ 千円}$   
 ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 $65,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 32,500 \text{ 千円}$

施設整備  
 ア 基準額  
 千円  
 イ 対象経費の実支出額(B)  
 千円  
 ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 千円 × 1/2 = 0 千円

事業縮小  
 用途変更  
 ア 基準額  
 千円 ×  $m^2$  = 0 千円  
 イ 対象経費の実支出額(B)  
 千円  
 ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 千円 × 1/2 = 0 千円

特別損失  
 ア 対象経費の実支出額  
 千円  
 イ 補助金額(ア×1/2)  
 千円 × 1/2 = 0 千円  
 早期退職  
 ア 基準額  
 $6,000 \text{ 千円} \times \text{人} = 0 \text{ 千円}$   
 イ 対象経費の実支出額(B)  
 千円  
 ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)  
 千円 × 1/2 = 0 千円

補助金額合計  
 ( ウ + ウ + ウ + イ + ウ )  
32,500 千円

事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下),概算見積書等

【設備整備】カタログ,概算見積書等

【事業縮小】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下),概算見積書等  
 不要となる建物や医療機器の処分(廃棄,解体,又は売却)に係る損失が分かる書類等  
 就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

## 連絡先票

令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要等の提出

医療機関名	
郵便番号	
住所・所在地	

補助金担当者 職・氏名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	